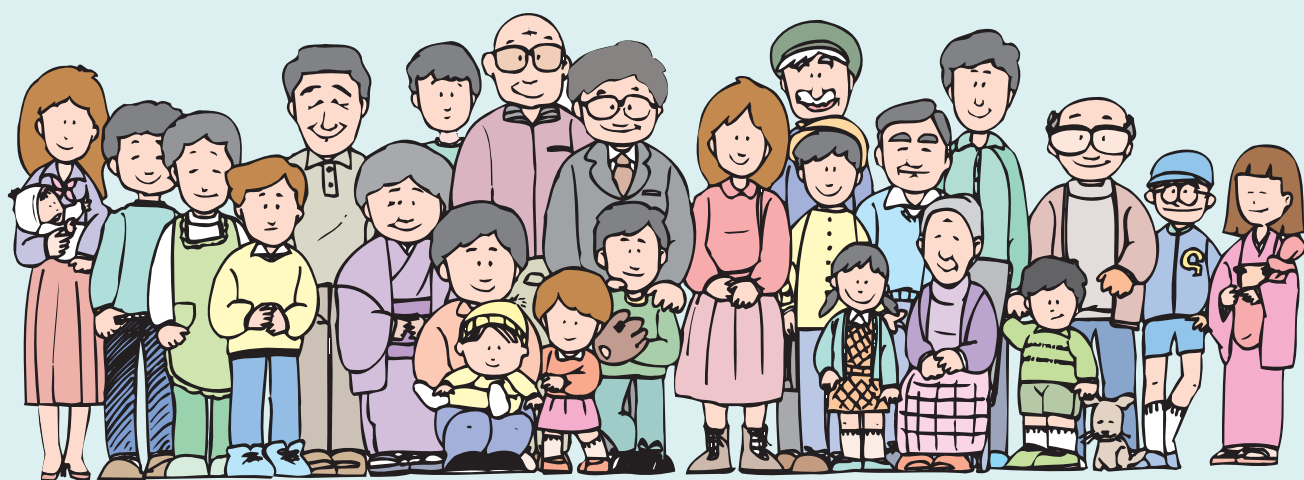


民生委員活動と個人情報 の取扱いに関するガイドライン



平成 23 年 5 月

長野県・長野県民生児童委員協議会

掲 載 項 目

1	目的	2
2	このガイドラインの性質	2
3	対象	2
4	内容	3
	（1）民生委員と守秘義務	3
	（2）市町村から民生委員に対する情報提供	4
	（3）民生委員の情報収集	9
	（4）民生委員の情報管理	13
	（5）民生委員から関係機関・住民等への情報提供	14
5	まとめにかえて	18
	資 料	19

本文

1 目的

個人情報保護法の施行以来、行政から民生委員・児童委員(以下「民生委員」という。)に対する情報提供がされなくなり、民生委員の活動がやりづらくなったという声が多く聞かれます。

そのため、市町村から民生委員への情報提供を促進し、民生委員の情報管理の適正化が図れるよう、情報共有の目安を定めることで、民生委員活動を円滑に進めることを目的とします。

2 このガイドラインの性質

市町村及び民生委員が個人情報を扱う際の目安となるもので、これをもとに地域の実情に応じ、話し合いのうえ理解できるルールを作成することが望まれます。

3 対象

民生委員、市町村等



4 内容

(1) 民生委員と守秘義務

① 民生委員には守秘義務があります

民生委員は、民生委員法第15条により、守秘義務があります。つまり、民生委員は、職務上知りえた情報を漏らさない義務があります。民生委員は、特別職の地方公務員とされており、公的な立場にあるという自覚が大切です。

民生委員法

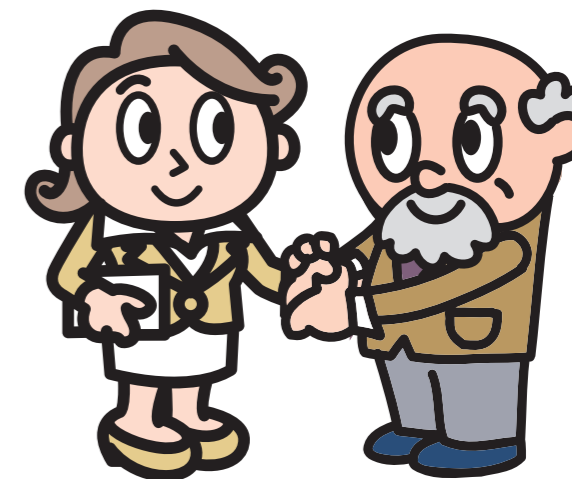
第15条 民生委員は、その職務を遂行するに当つては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に応じて合理的にこれを行わなければならない。

② 個人情報とは

個人情報の定義は、各自治体の条例によりますが、一般的には、要援護者の家庭内の状況等はもちろんのこと、氏名、年齢、電話番号など特定の個人を識別できるもの全てが含まれます。民生委員は、個人情報保護法の対象事業者ではありませんが、民生委員法の守秘義務に基づき、信頼関係を損なわないよう個人情報に配慮した活動を行うことが大切です。

③ 要援護者の立場に立って

民生委員は、守秘義務についてよく理解し、順守することが必要です。要援護者の秘密を守るということは、その人の人格を尊重することです。住民と接する際には、相手の立場に立った対応が求められます。知らない人にいきなり個人的なことを聞かれるのは、相手が民生委員といえども、あまり気持ちのいいものではありません。普段からできるだけ声掛けをして、何かあったときに力になれるよう信頼関係を築くことが大切です。



(2) 市町村から民生委員に対する情報提供

① 民生委員と市町村など関係機関との連携の必要性

民生委員の主な仕事は、住民の相談に応じ、助言など援助をするとともに、福祉サービスを必要とする人が適切に利用できるよう情報提供等を行うことです。そのため、関係機関との情報共有を進めていく必要があります。特に、市町村が保有する情報は、民生委員活動のための重要な基礎データとなります。民生委員活動には、住民に対して支援を行う関係機関との連携が不可欠です。

民生委員法

第14条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

- 2 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- 3 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。



② 安否確認等の円滑な実施と民生委員の役割

国は、要援護者の情報共有や安否確認等が円滑にされるよう、県に対して、市町村への周知と民生委員への指導を依頼しています。市町村では、国の通知の趣旨を理解し、要援護者の情報共有に努めることが求められます。

「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について（平成19年8月10日 雇児総発第0810003号、雇児育発第0810001号、社援総発第0810001号、社援地発第0810001号、障企発第0810002号、老総発第0810001号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長、厚生労働省社会・援護局総務課長、厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長、厚生労働省老健局総務課長通知）」

2 要援護者情報の共有について

(3) 民生委員児童委員等に対する情報提供について

特に民生委員児童委員は、災害時に限らず、個人情報保護法施行以降、従来市町村から提供されていたひとり暮らし高齢者名簿、一人親家庭の名簿、新生児のいる家庭の名簿等が提供されなくなり、民生委員児童委員活動に支障が生じているとの報告を受けている。民生委員児童委員の日常的な見守り等の平常時の活動が、災害時における要援護者の置かれるであろう状況や必要なニーズを把握するうえで重要であることから、市町村は民生委員児童委員に対して必要な情報を提供し、平常時における民生委員児童委員活動に支障が生じないよう配慮願いたい。

③ 提供することが望ましい情報

市町村から民生委員に具体的にどのような情報を提供するかは、民生委員の要望に基づき、地域の実情に応じて判断していくことが必要です。

参考として、民生委員からの要望の多い項目は以下のとおりです（県民生児童委員協議会が、各単位民生児童委員協議会会長に対して実施した調査による（H23.2.1現在））。

○情報の種類

- ・要援護高齢者に関する情報
- ・災害時要援護者に関する情報
- ・ひとり暮らし高齢者に関する情報
- ・障害者に関する情報
- ・要援護者に関する施設入退所、転入・転出に関する情報

○情報の項目

- ・氏名
- ・生年月日

- ・住所
- ・電話番号
- ・緊急連絡先
- ・家族構成
- ・福祉サービス利用状況

要援護高齢者、災害時要援護者の定義は、市町村により違いがあるかと思いますが、支援を必要としている人の名簿が求められているということが出来ます。その中には、ひとり暮らし高齢者、障害者が含まれる場合も多いでしょう。障害者については、具体的な支援には、専門性を要するため、等級まで提供するかは判断を要します。乳幼児については、市町村により支援方法に違いがありますが、保健師等関係者との役割分担・連携を含め、民生委員に求める役割に応じた情報提供が必要です。

④個人情報保護条例との関係

○個人情報保護条例の原則…本人の同意が必要

a) 個人情報の収集

市町村保有情報を民生委員に提供するには、収集の際に予め本人の同意を得ておくことが最も確実かつ簡易な方法です。収集の際に、民生委員を含む関係者・機関への情報提供を明示しておけば問題ありません。

民生委員活動に必要な情報を他部署で扱っている場合は、民生委員担当課から該当する担当課に対して、上記のような依頼をし、市町村全体として取り組んでいく必要があります。

b) 個人情報の提供

既に収集してある情報を目的外利用、第三者提供する場合は、原則、本人の同意を取る必要があります。

同意の取り方は、必ずしも書面による必要はありません。個別に口頭で同意を得ることも可能です。その場合は、トラブル防止のため、複数の立会で行う、記録を残すといった方法が有効です。

また、回覧等により書面で一斉に通知し、名簿からの除外希望者に手を上げてもらうやり方も考えられます。ただし、プライバシーの度合いの強い情報は、このようなやり方では馴染まないと言えます。同意の確認に関しては、利用目的、項目、手段・方法、本人の求めに応じ提供禁止する旨等を記載するとよいでしょう。

○条例に例外規定を設けて対応…本人の同意は不要

災害時に要援護者の避難支援等を行うためには、日頃から関係者間で要援護者に関する情報共有をすることが必要です。

原則として、上記のように、要援護者から同意を得ることが必要ですが、同意を得ない方法として、関係機関共有方式というのがあります。これは、個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用・第三者提供を可能とする規定を整備することにより、本人の同意なしに関係機関の間で情報を共有できるというものです。

条文の例

「本人以外の者に保有情報を提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき」

「実施機関が所掌事務の遂行に必要な範囲内で記録情報を内部で利用し、かつ、当該記録を利用することについて相当な理由があるとき」

「保有個人情報を提供することについて個人情報保護審議会の意見を聴いて特別の理由があると認められるとき」

「明らかに本人の利益」「相当な理由」がどこまでかについては、各自治体の判断となります。少なくとも、災害時に要援護者を支援するための情報共有については、「明らかに本人の利益」に当たるといえます。

本人の同意なしに情報提供する場合、そのことによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないか配慮する必要があります。つまり、「民生委員のお世話になりたくない」と考えている人が、市町村から情報提供されたという理由で、民生委員から訪問されるということが起きないように配慮する必要があります。

～条例における情報提供の根拠規定＜三重県伊賀市、大阪府池田市＞～

市町村には個人情報保護条例があるため、市町村で持っている情報を目的外に利用することは禁止されています。目的外に利用できる例外規定としては、「明らかに本人の利益になるとき」といった記述がありますが、これは、どんなときかという解釈が問題となります。基本的には、市町村の判断となりますが、どこまでとするかは議論のあるところ です。

そこで、条例の施行規則により、民生委員への情報提供を可能にしているのが、三重県伊賀市です。伊賀市では、施行規則中、以下のような規定をし、民生委員への情報提供を可能としています。

伊賀市個人情報保護条例施行規則

第4条 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときは、次に掲げるときとする。

- (1) 大規模災害に備え、あらかじめ実施機関が別に定めるものに提供するとき。
- (2) 認知症による徘徊に備え、あらかじめ実施機関が別に定めるものに提供するとき。

伊賀市災害時要援護者支援活動実施要綱
(台帳の保管及び提供)

第6条 台帳は、市長が保管する。

4 市長は、住民自治協議会、自治会、自主防災組織、消防団、社会福祉協議会、民生委員及び地域支援者（以下「住民自治協議会等」という。）が次条に規定する支援を行うために、当該支援の対象となる災害時要援護者に係る台帳に登録された情報が平常時から必要と認めた場合は、住民自治協議会等の代表者に台帳の該当する部分の写し若しくは名簿又はその両方（以下「台帳の写し等」という。）を提供することができる。

新たな条例を制定した例もあります。大阪府池田市では、高齢者の安否確認に関する条例を制定し、民生委員への情報提供を可能にしました。

池田市高齢者安否確認に関する条例

第3条 池田市民生委員児童委員協議会及び社会福祉法人池田市社会福祉協議会（以下「安否確認団体」という。）は、相互に連携協力しながら高齢者の安否確認を行い、その結果を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の安否確認の実施に当たり、それに資する高齢者に係る名簿を作成し、安否確認団体に提供するものとする。

第4条 安否確認団体は、善良な管理者の注意をもって、前条第2項の規定により提供を受けた名簿を利用し、安否確認を実施しなければならない。

○民生委員が活動しやすい情報提供を

民生委員は、特別職の地方公務員であり、守秘義務があるほか、民生委員法には、以下のような規定もあります。

民生委員法

第17条 民生委員は、その職務に関して、都道府県知事の指揮監督を受ける。

2 市町村長は、民生委員に対し、援助を必要とする者に関する必要な資料の作成を依頼し、その他民生委員の職務に関して必要な指導をすることができる。

このように、民生委員は、公的な立場にあり、かつ、県、市町村の管理の下に職務を遂行する立場にあるといえます。民生委員が職務を遂行するためには、市町村からの情報提供が必要であり、民生委員の職務上、市町村からの情報提供が想定されているとも言えますので、地域ごとに地域の实情に応じた情報共有のあり方を話し合いのうえ、実行していくことが望まれます。

(3) 民生委員の情報収集

① 民生委員の情報収集の必要性

民生委員の主な仕事は、住民の相談に応じ、助言など援助をするとともに、福祉サービスを必要とする人が適切に利用できるよう情報提供等を行うことです。そのため、住民から直接聞き取りをし、どのような支援が必要な状態かを把握しておく必要があります。

民生委員法

第14条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

1 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。

② 情報収集の留意点

民生委員は、個人情報保護法の対象事業者ではありませんが、個人情報への配慮は、住民との信頼関係を築くためにも大切です。住民からの情報収集に際しては、情報収集の目的を明確化し、必要最小限の情報収集に配慮する必要があります。